

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省
No. 735 MEF. CE

プノンペン、2008年9月11日

特別指定品の管理のための手続に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 禁止・制限品目のリストの実施に関する2007年12月31日付政令第209 ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

特別指定品とは、関税法第8条第2段落の規定に定める、センシティブ品目又は高課税品目をいう。特別指定品は、輸送、移動、保管、保有の制限と管理に関する追加的手続の対象となる。

第2条

高課税品目とは、合計税率27%以上の関税及び公課の対象となる品目をいう。

第3条

センシティブ品目とは次に掲げる品目をいう。

- 禁止・制限品目のリストの実施に関する政令の定める禁止・制限品目リストにある品目
- 本政令の別添に定める密輸行為のように、関税及び公課の潜在的収入可能性がある品目

第4条

本省令第2条及び第3条に定める特別指定品の品目については、関税法の規定の定めるところにより、税関職員の権限は、税関管轄域を含む関税領域全体に及ぶものとする。

特別指定品以外の品目については、関税法の規定の定めるところにより、税関職員の権限は、税関管轄域のみでしか行使できない。

但し、関税管轄域内から明瞭に見える追跡の場合、又は、当該貨物を保持する者が有する書類又は生産関連書類を添付されていない貨物を予想外に発見した場合は、関税法の規定の定めるところにより、税関職員の権限は、当該物品が特別指定品でなくとも、関税領域全体に及ぶものとする。

第5条

優先業務に従って、関税消費税局長は、経済財政省に対し特別指定品の変更または追加を提案することができる。

第6条

現実の状況に従い、税関の効率を確保するため、関税消費税局長は、特別指定品の輸送、移動、保管、保有に関する税関手続を、その時々により決定、変更することができる。これらの品目は、税関ステッカーや封印を必要とする貨物、公認の輸送方法で輸送されている貨物、特別登録で管理されている貨物、管轄法律書類を伴っている貨物、その他を含む。

第7条

特別指定品の輸入者、輸出者、所有者、又は代理人は、関税消費税局長が定める、特定指定品の輸送、移動、保管、保有、その他の必要事項に関する手続に厳密に従わなければならない。

第8条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第9条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第9条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、
正確を期すためには 原文をご参照ください。

特別指定品の管理のための手続に関し経済財政省が発行した
2008年9月11日付省令第735 MEF.CE 号の別添

1. 特別指定品のリスト： 特別指定品は以下のものを含む。
 - － 特別指定品の管理に関する省令第2条に定める高課税品目
 - － 禁止・制限品目のリストの実施に関する政令の規程の定めるところによる輸出及び輸入に際しての禁止・制限品目リストに掲載されている品目
 - － その他、下記の品目
 1. 全ての種類の野菜、果物、イモ類、魚、肉
 2. 小麦粉
 3. 食用油
 4. 食料製品及び生活必需品
 5. ワイン及びビール
 6. コンデンスミルク、液乳、粉乳。砂糖入りを含む。
 7. 全ての種類の飲物。砂糖を含まないもの、アルコールを含まないものを含む。
 8. 全ての種類のタバコ
 9. 石油製品
 10. グルタミン酸ナトリウム
 11. バーム及び薬用油
 12. 全ての種類の化粧品及びボディ・ビューティケア用品
 13. 石鹼、掃除用品及び衛生製品
 14. 車両及びタイヤ
 15. 全ての種類の紙
 16. 洋服、縫製品。構成部品及び部分を含む。
 17. 機械、または電気・機械設備、または電子機器。スペアパーツおよび部品を含む。
 18. 発電機、電池
 19. 通信機器。構成部品を含む。
 20. 車両。スペアパーツおよび構成部品を含む。
 21. 全ての種類のゲーム機器及び用品
2. 留意点
 - － 有効な法律の定めるところにより、または、関税局長が時々発行する公式ガイドラインの定めるところにより、経済財政省により発行された、完全輸入レジームにおいて輸入された特定物品への税関印の添付に関する2005年12月1日付通達第062 MEF号の規程の定めるところにより、各物品への税関印の添付がなされなくてはならない。
 - － 全ての種類の車両への税関印の添付は、車両ステッカーの管理に関連する有効な規程

の定めるところにより行われなければならない。